第2号様式(第4条関係)

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害用)

総括表

氏	名			年	月	日生	男	•	女
住	所								
1)	障害名(部位を明記)								
2	原因となった 疾病・外傷名				その他の 先天性,)
3	疾病・外傷発生年月日 年	月	日	・場所					
4	参考となる経過・現症(レントゲン及び検査	所見を	含む。)					
	陪 宝田	定マゖ	⊦陪宝&	確定(推	定)	年	J	1	日
				正人 (1正	<i></i>	1		,	Н
5	総合所見								
				[:	将来再認定	官	要 •	不驯	要〕
					再認定の明	寺期	年	J]]
6	その他参考となる合併症状								
. =		1							
上記	己のとおり診断する。併せて以下の意見を付っ	ず。							
	年 月 日 病院又は診療所の名称								
	所 在 地								
	診療担当科名	科		医師	氏名				印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕									
	障害の程度は、身体障害者福祉法別表に持 ・該当する。 (草害に 級相						
	・該当しない。								
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害 等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因と									

2 障害区分や等級決定のため、山梨県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問合

なった疾患名を記入してください。

せする場合があります。

[はじめに](認定要領を参照のこと)

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを 入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障 害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること(各々 の障害の合計指数をもつて等級決定することはしない)。

- 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

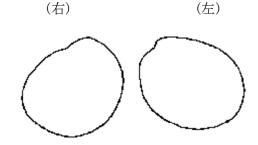
(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

松刀(云阳日墩)	クージがプレージ
右	
	dB
左	
	dB

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴
感	音	性	難	聴
混	合	性	難	聴

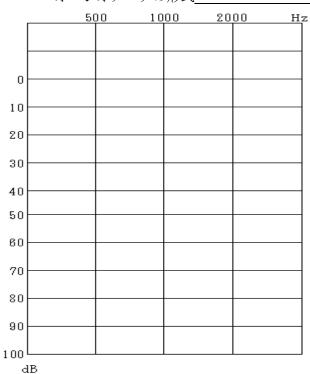
(3) 鼓膜の状態



する) ア 純音による検査

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載

オージオメータの形式



イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

- 「平衡機能障害」の状態及び所見
- 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見	
次の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は()内に	必要事項を
記述すること。	
□ そしゃく・嚥下機能の障害	
□	
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。	
① そしゃく・嚥下機能の障害	
a 障害の程度	
□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。□ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。	
□ 経口摂取のみでは下刃に未食摂取ができないため、経官未食を折用している。 □ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容	摂取方法
に著しい制限がある。	1747712
□ その他	_
1 会表したで検索部目	J
b 参考となる検査所見	
アー各器官の一般的検査	
(参考)各器官の観察点	
・口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射	
• 舌 : 形状、運動能力、反射異常	
・軟 口 蓋:挙上運動、反射異常	
・声 帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜	
○所 見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載	すること。)
	J
イ 嚥下状態の観察と検査	
1	
(参考1)各器官の観察点	
・ 口腔内保持の状態	
・ 口腔から咽頭への送り込みの状態	
・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態 ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み	
(参考2)摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点	
· 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観祭点 ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)	
・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)	
*	
○ 観察・検査の方法	\
□ エックス線検査()
□ 内視鏡検査(□ その他()
)
)
□ その他(() こと。)
□ その他() = 2

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害 a 障害の程度	
□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 □ その他	
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	
ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)	
イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)	
(2) その他(今後の見込み等)	
(3) 障害程度の等級	
(次の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)	r do 3. v.
① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障う。	[吾をい
具体的な例は次のとおりである。	
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの	
□ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋管頭、喉頭の欠損等によるもの	
② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は、咬合異常に	よるそ
しゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。	
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び抹消神経障害によるもの	
□ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び抹消神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等	等)、
頭、喉頭の欠損等によるもの	3,,
□ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの	
[記入上の注意]	
(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。	
dB値は、周波数500,1000,2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa,b,cとした場合、 $\frac{a-1}{a}$	$\frac{+2b+c}{4}$
の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。	
(2) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害 ものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。	による